

公 告

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、浜田市プロポーザル方式実施要綱（平成 28 年浜田市訓令第 3 号）第 10 条第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 12 日

浜田市長 三 浦 大 紀

記

- 1 業務名称 浜田市地域公共交通再編検討調査業務
- 2 契約期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日まで
- 3 実施要領等 別紙のとおり
※ 浜田市ホームページにおいて公開します。
浜田市ホームページ
<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/index.html>
- 4 所管課の名称及び連絡先 地域政策部まちづくり社会教育課
交通対策室
電話（0855）25-9201

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

■留意事項

※本公募は、令和 8 年度 9 月補正予算の議決及び国庫補助金の交付決定を前提とした準備手続きであり、補正予算の可決及び国庫補助金の交付決定後に効力を生じるものです。市議会及び国における審査で否決、若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。

※本委託事業に係る関係機関との調整は、契約締結後に実施するものであるため、公募段階での接触は控えてください。

1 業務の背景・目的

本市では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次公共交通再編計画」に基づき、交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老福祉乗車券制度の導入や地域公共交通の利用環境整備等に取り組んできた。その後、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」の策定が努力義務となり、第 2 次公共交通再編計画の更新のタイミングも踏まえて、効率的かつ効果的で持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の取り組みにおける指針となる地域特性に応じた新たな「浜田市地域公共交通計画」を令和 6 年 2 月に策定した。

浜田市地域公共交通計画を策定し 2 年が経過し、現状の公共交通を維持しているものの、人口減少に伴い利用者数が減少している予約型乗合タクシー・市営生活路線バスの路線について、再編やダイヤ再検討等の運行効率化が課題となっている。

一方で、令和 3 年度から実施している、地域が主体となった交通施策であるあいのりタクシー等運行支援事業について需要が高まっていることなど、よりきめ細かな交通施策が求められている状況である。

また、地域が一体となって交通課題について議論・把握する場が設けられていないことから、合併以前の 5 つの地域それぞれの交通課題に加え、広域的な交通体系の検討がされていない状況である。

以上のことから、行政だけでなく、地域、交通事業者も交えて急激に進む人口減少などの社会情勢や、担い手不足が課題となっている地方の交通事情などの社会課題、本市の交通課題の整理、新たな技術を活用した地域の特性にあった事業の立案などの議論を踏まえて、浜田市地域公共交通計画の中間検証と計画見直しのため、浜田市地域公共交通再編検討調査業務を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名
浜田市地域公共交通再編検討調査業務
- (2) 委託業務の内容
別紙「浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで
- (4) 委託料上限額
18,423,790 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分類「役務」の大分類「企画・制作」の「アンケート・計画策定」に登録されている者
※ 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室へ事前に連絡することで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 8 年 8 月 27 日（木）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。
- (3) 公告（募集開始）の日（令和 8 年 8 月 12 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期間にない者
- (4) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの会員である者
- (5) 過去において、地方公共団体が発注した「モビリティ人材育成事業」の支援等業務または本業務に類する業務を受託し、完遂した実績を有する者

4 スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	参加事業者の募集開始	令和 8 年 8 月 12 日（水）	ホームページ
2	質問書受付期限 ※随時回答	令和 8 年 8 月 12 日（水）～ 令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時	電子メールによる

3	参加表明書等提出〆切 (関連提出書類を含む。)	令和 8 年 9 月 3 日 (木) 正午	持参又は郵送 ※正午必着
4	参加資格確認結果通知・ 提案書提出依頼	令和 8 年 9 月 7 日 (月)	
5	企画提案書等提出〆切	令和 8 年 9 月 30 日 (水) 正午	持参又は郵送 ※正午必着
6	プロポーザル審査 (プレゼンテーション)	令和 8 年 10 月 13 日 (火)	プレゼンテーション 20 分以内、質疑 応答 20 分程度
7	選定結果通知	令和 8 年 10 月中旬	
8	契約協議及び契約締結	国庫補助事業交付決定以降	

5 公募書類等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和 8 年 8 月 12 日 (水) から令和 8 年 9 月 30 日 (水) 正午まで

(2) 資料配布方法

浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

※ 窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 参加申込

ア 提出期限 令和 8 年 9 月 3 日 (木) 正午必着

イ 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限る。

ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 (本庁舎 3 階)
浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室

エ 提出書類 (各 1 部) ・公募型プロポーザル方式参加表明書 (様式第 1 号)
・事業者概要書 (様式第 2 号)
・業務実績調書 (様式第 3 号)

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和 8 年 9

月 7 日（月）までに申込者へ文書で通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

7 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第 4 号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 電子メールアドレス kotsu@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。
（質問者名は非公表）

ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じる恐れがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。
なお、企画提案書の提出は 1 者につき 1 件とする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書提出届（様式第 5 号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - (ア) 1 者 1 案として、PR したいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載すること。
 - (イ) 提案は、次の事項に関する提案を順次記載すること。
 - a 提案者の紹介（本事業に類する業務の実績紹介を含む）
 - b 本業務の実施方針
 - c 実施体制（本業務に従事する責任者、担当者の体制・経歴等）
 - d 工程表／スケジュール
 - e 企画のコンセプト、全体イメージ
 - f ワークショップ・勉強会・フィールドワークの企画・運営方針
 - g 地域公共交通計画の中間検証および改定案作成の方針
 - (ウ) 仕様書に定める「5 業務内容」以外に独自に提案できる事項（より効果的な情報収集や業務遂行のための工夫等）がある場合には、その内容を具体的に記載すること。
 - (エ) 本業務の実施スケジュールを作業項目ごとに示すこと。
 - ウ 業務実施体制表（様式第 6 号）
 - エ 見積書（任意様式）
 - (ア) 見積書には内訳書を添付すること。

- (イ) 見積限度額は 18,423,790 円（税込）とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。
- (2) 提出部数 10 部（ただし、企画提案書提出届（様式第 5 号）及び見積書は 1 部）
- (3) 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）正午必着
- (4) 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までにまちづくり社会教育課交通対策室に到着したものに限る。
- (5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地（本庁舎 3 階）
浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室
- (6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

9 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和 8 年 10 月 13 日（火） ※詳細については別途通知する。
- (2) 実施方法 対面形式により実施する。
- (3) 場 所 浜田市役所内会議室を予定
- (4) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大 3 名とする。
- (5) 実施内容
- ア プレゼンテーションは、提案説明を 20 分以内で行い、その後、質疑応答を 20 分程度で行う。
- イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。
- (6) その他
- ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。
その際、必要となるプロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。
- イ プロポーザル審査（プレゼンテーション）は非公開で実施する。

10 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（委託候補者）の選考を行う。

審査会での最優秀提案者の選定にあたっては、60 点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は選定見送りとする。

また、参加者が多数あった場合は、提案書等により事前に書類審査を行い、評価上位の提案についてのみプロポーザル審査を実施する。

参加者が 1 者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ委託候補者とする。

(2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名（委託候補者名）、②評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）、③評価点について公表する。

(3) 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不適当と認められた場合

12 契約方法

選定審査会における審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

また、委託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

13 その他の留意事項

- (1) 本事業は国庫補助金を活用して実施する事業であることから、当該補助金交付の規則に基づいた支出を行うこと。また、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項による検査の対象となる場合があるのであらかじめ留意すること。

なお、国庫補助金の交付決定がされなかった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合があるのであらかじめ留意すること。

- (2) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (5) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課へ提出すること。
- (6) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 提出書類は、提案資格の確認及び受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (8) 提出書類は、返却しない。

14 担当課の名称及び連絡先

所在地 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（本庁舎3階）

担当課 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室

担当：井上（いのうえ）

連絡先 TEL 0855-25-9201 FAX 0855-23-1866

電子メールアドレス kotsu@city.hamada.lg.jp

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託仕様書

1 業務名称

浜田市地域公共交通再編検討調査業務

2 業務の背景・目的

本市では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次公共交通再編計画」に基づき、交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老福祉乗車券制度の導入や地域公共交通の利用環境整備等に取り組んできた。その後、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」の策定が努力義務となり、第 2 次公共交通再編計画の更新のタイミングも踏まえて、効率的かつ効果的で持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の取り組みにおける指針となる地域特性に応じた新たな「浜田市地域公共交通計画」を令和 6 年 2 月に策定した。

浜田市地域公共交通計画を策定し 2 年が経過し、現状の公共交通を維持しているものの、人口減少に伴い利用者数が減少している予約型乗合タクシー・市営生活路線バスの路線について、再編やダイヤ再検討等の運行効率化が課題となっている。

一方で、令和 3 年度から実施している、地域が主体となった交通施策である「あいのりタクシー等運行支援事業」の需要が高まっていることなど、ドアトゥドアのよりきめ細かな交通施策が求められている状況である。

また、地域が一体となって交通課題について議論・把握する場が設けられていないことから、合併以前の 5 つの地域それぞれの交通課題に加え、広域的な交通体系の検討がされていない状況である。

以上のことから、行政だけでなく、地域、交通事業者も交えて急激に進む人口減少などの社会情勢や、担い手不足が課題となっている地方の交通事情などの社会課題、本市の交通課題の整理、新たな技術を活用した地域の特性にあった事業の立案などの議論を踏まえて、浜田市地域公共交通計画の中間検証と計画見直しのため、浜田市地域公共交通再編検討調査業務を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで

4 業務に要する費用（事業費限度額）

18,423,790 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 業務内容

(1) 事前調査分析業務

ア 現行の浜田市地域公共交通計画に則し、市内で運行する公共交通について、路線・運行区域の整理を行うとともに、公共交通による市内のカバー状況の可視化、医療・福祉・商業・観光の立地条件との重ね合わせ、交通サービスの需要と供給状況の調査・分析を行い、計画の中間評価を行うこと。また、次の観点で分析・整理を行うこと。

なお、現行の浜田地域公共交通計画では本市を以下の 5 地域 10 エリアに分割し、地域公共交通に対する意識・ニーズ等について整理を行っている。

地域	エリア
浜田	浜田・石見・長浜・周布・美川・国府
金城	全域
旭	全域
弥栄	全域
三隅	全域

(ア) 公共交通のサービス・整備状況の分析

(イ) 公共交通利用環境に関する整理・検証（主要な交通結節点での乗り継ぎ状況・乗り継ぎ環境、バリアフリー対応状況、情報提供（時刻表・経路検索・バスマップ等）の現状を含む）

(ウ) 公共交通の利用実態に関する分析

(エ) 敬老福祉乗車券交付事業及びあいのりタクシー等運行支援事業の実績分析及び今後の見通しの整理

イ 整理した結果は、後述のワークショップ・勉強会における題材として活用する。また各種データは、本市が保有する既存の調査結果・運行データ等を提供する。

(2) 関係者ヒアリング調査

地域内の交通事業者に対してアンケートやヒアリング調査を実施し、運行実態を把握する。ヒアリング対象は、民間路線バスを運行している交通事業者、市生活路線バス・市乗合タクシー等を運行している交通事業者とする。

(3) ワークショップ・勉強会及びフィールドワークの企画・運営

ア 上記(1)(2)の結果を踏まえ、浜田市内を 5 地域 10 エリアに分割し、地域特性や公共交通の整備状況、需要・移動ニーズ、公共交通の課題等を整理するための関係者間の議論の場（ワークショップ・勉強会）を企画・運営する。行政職員に加え、交通事業者・地域住民が参画する構成とし、地域一体での交通体制の再設計に向けた連携意識と課題解決能力の醸成を図る。

イ 交通取組の先進地への視察（フィールドワーク）を企画・運営し、「浜田市でならどのように実装するか」を考えることを通じて、実学的な企画能力を磨く機会とする。なお視察先との調整・受入依頼は受託者が行うものとし、交通費等の各種経費は委託費内に含めるものとする。

ウ ワークショップの開催形式は対面を基本とし、講師等の事情によりオンライ

ン併用とする場合は事前協議のうえ決定する。フィールドワークは現地視察とする。

エ 各プログラム実施後はアンケートを通じ、課題認識や関係者間の共通認識の醸成状況等を定量・定性の両面で測定する。

オ 下記の構成案に基づき提案を行い、本市と協議のうえ実施内容および具体的な実施スケジュールを決定する。

コンテンツ	回数	想定参加人数	内容
ワークショップ・勉強会(演習)	計 2 回	各 20 名程度	(1) (2)の結果を踏まえ、浜田市内を複数エリアに分割し、地域特性・整備状況・需要・移動ニーズ・課題等を整理する。現状把握・課題整理 → 課題・対応策の検討を段階的に行う。また適宜、外部講師の登壇を検討する。
フィールドワーク(先進地視察)	1 回	20 名程度	先進的な取組を行っている地域への視察を実施する。「浜田市でならどのように実装するか」を考えることを目的とし、運行スキーム・運営体制・効果検証手法・住民への浸透手法等を学ぶ。(視察先は本市と協議のうえ決定する。)

※ ワークショップ等の参加者は、民間路線バス事業者、公共交通運行事業者、地域住民（市内 5 地域 10 エリアからそれぞれ）、浜田市職員を想定する。

※ フィールドワークについては、具体的な視察先・移動手段・宿泊の可否・行程・必要経費等の計画を含めて提案すること。

※ ワークショップ・勉強会及びフィールドワークの各回のテーマ・連続性、開催時期、参加人数等の計画について、提案すること。

カ 講師及びワークショップのファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、並びに必要なスタッフの手配等を実施する。会場の予約や機材確保、各企画の司会進行については、本市と相談のうえ、市に依頼することも可能とする。

キ 講師依頼の際は、本業務の趣旨（地域特性に応じた公共交通の再編検討、行政・事業者・住民の協働）を踏まえて選定し、事前に本市と協議したうえで確定する。

(4) 報告書作成及び地域公共交通計画改定案の作成

ア (3)のワークショップ・勉強会及びフィールドワークの結果を踏まえ、優先的に取り組む公共交通の課題及びその対応策（バスや乗合タクシーのサービス改善・再編、MaaS をはじめとした新たな交通サービスの導入等を含む）を検討し、方針・方向性を具体化する。

イ 地域公共交通計画の中間評価結果等も踏まえ、地域公共交通計画の改定（事業内容やスケジュール等の追記・変更）に係る案を作成する。役割分担、計画

の構成、記載項目、庁内・地域での合意形成の進め方等は、本市と協議のうえ決定する。

(5) 業務に係るサポート体制の構築・運営

ア 受託者は業務遂行に、迅速に対応できるスタッフを配置するなど、必要な体制を構築すること。

イ 本調査業務の運営上、関係者に対するサポートの窓口は、メール・電話等の手段で実施し、対応の遅れなどが生じないように、適切な対応時間及び人数で運営すること。

6 成果品の提出

- (1) 「5 業務内容」の成果を報告書としてとりまとめ、次の形式により「8 担当部署」に提出する。提出時には、市の担当者に対し内容の説明を行うこと。

紙媒体 (業務報告書及び概要版) 2部

電子媒体 (紙媒体資料格納データ、Microsoft Word・Excel 等)

CD-R又はDVD-R 2部

※ 本業務は国庫補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト／モビリティ人材・組織育成タイプ）を活用した事業であることから、その趣旨を十分に理解したうえで上記の成果品一式を作成し、業務期間内に確実に本市へ提出すること。

7 その他

- (1) 本業務は国庫補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト／モビリティ人材・組織育成タイプ）を活用した事業であることから、その趣旨を十分に理解したうえで、各種申請・実績報告等に関する必要書類の作成・手続きの支援や、帳簿等の整備・保存を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (3) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (5) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集・提供に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。
- (6) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け

負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (8) 受託者が本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (9) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。

8 担当部署

所在地 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

担当課 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室
担当：井上

連絡先 TEL：0855-25-9201 FAX：0855-23-1866
E-mail：kotsu@city.hamada.lg.jp

様式第 1 号

令和 年 月 日

浜田市長 三浦 大紀 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

(署名又は記名押印)

公募型プロポーザル方式参加表明書

令和 8 年 8 月 12 日付けで公告のあった次の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書の募集について参加したいので、浜田市プロポーザル方式実施要綱第 12 条の規定により関係書類を添えて表明します。

また、実施要領に定められた参加資格要件をすべて満たしていること、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
 浜田市地域公共交通再編検討調査業務

- 2 添付書類
 事業者概要書（様式第 2 号）
 業務実績調書（様式第 3 号）

様式第 2 号

事 業 者 概 要 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	千円
前 年 度 売 上 額	千円 (年度)
従 業 員 数	人 (年 月 日現在)
業 務 内 容	

【担当者の所属】

担 当 者 氏 名	
所 属 先 (部署・支店名等)	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

※必要に応じて会社概要パンフレット、組織図等も添付すること

業 務 実 績 調 書

業務実績を最大 5 件まで記載してください。

1 件 目	業 務 名						
	発 注 者		受注金額（税込）	円			
	業 務 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
	業 務 内 容						
	成 果						

2 件 目	業 務 名						
	発 注 者		受注金額（税込）	円			
	業 務 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
	業 務 内 容						
	成 果						

3 件 目	業 務 名						
	発 注 者		受注金額（税込）	円			
	業 務 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
	業 務 内 容						
	成 果						

4 件 目	業 務 名						
	発 注 者		受注金額（税込）	円			
	業 務 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
	業 務 内 容						
	成 果						

5 件 目	業 務 名			
	発 注 者		受注金額（税込）	円
	業 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	業 務 内 容			
	成 果			

※過去 5 年において、実施要領の参加資格に記載の事業及びそれに類する事業を履行した業務について記載してください。

※業務内容は、履行した業務内容の詳細がわかるように記載してください。

※実績を示す成果品があれば添付してください。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

質 問 書

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

法 人 名	
担当者所属・氏名	
電 話 番 号	
メールアドレス	
質 問 内 容	

様式第 5 号

企 画 提 案 書 提 出 届

令和 年 月 日

浜田市長 三浦 大紀 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名
(署名又は記名押印)

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要
領に基づき、下記のとおり企画提案書一式を提出します。

記

提出書類		提出部数	添付確認
企画提案書提出届（本紙）	様式第 5 号	1 部	☐
企画提案書	任意様式	10 部	☐
業務実施体制表	様式第 6 号	10 部	☐
見積書	任意様式	1 部	☐

※添付確認の□にチェックを入れてください。

業 務 実 施 体 制 表

	(ふりがな) 予定者名	所属・役職等	担当する業務分野
管理者			
担当者			役割（担・補）
			役割（担・補）
			役割（担・補）
			役割（担・補）

（注意事項）

- 1 管理者と担当者の兼任は認めない。
- 2 複数の担当者を配置する場合は、分野ごとに主となる者を定め、担当する業務分野の欄に（主）と記入すること。
- 3 所属・役職等については、参加表明書の提出以外の企業に所属する場合には、企業名等も記載すること。
- 4 担当する業務分野については、担当者は担（専従的に業務を行う）、補（サポート的な立場で業務を行う）の中から選択すること。
- 5 欄が不足する場合は、適宜追加すること。

浜田市地域公共交通再編検討調査業務に係るプロポーザル

評価基準表

評価項目	評価の内容	配点	
業務実績	過去の同種及びそれに類する事業の実績があるか	20	
業務実施体制	本業務遂行のため業務実施体制が妥当であるか	10	
実施スケジュール	実施スケジュールは効率的で具体的なものであるか	10	
提案内容	仕様書記載の業務内容についてすべて提案され、趣旨を理解した提案となっているか	10	40
	関係者ヒアリング、ワークショップ・勉強会、フィールドワークの実施内容・手法が適切であるか	10	
	地域公共交通計画の改定検討（中間評価を踏まえた見直し）への方針が明確であるか	10	
	独自性のある創意工夫のある提案がなされているか	10	
プレゼンテーション	プレゼンテーションが解りやすく、説得力があるものとなっており、本業務に対する取り組み意欲や、熱意が感じられるか	10	
見積書	見積価格を評価	10	
合 計		100	